

南砺市協働のまちづくりチャレンジ事業採択事業選考に係る選考方法・選考評価基準

南砺市協働のまちづくりチャレンジ事業の採択事業選考に関する基準は、次のとおりとする。

◇選考方法

1. 選考

- ・選考は、南砺市協働のまちづくりチャレンジ事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により提出された、協働のまちづくりチャレンジ事業申請書（様式第1号）及び、プレゼンテーションの内容をもとに総合的に行うものとする。
- ・選考において、追加資料の提出の必要が生じた場合は、その旨を申請者に伝え、資料の提出を求めるものとする。
- ・選考審査項目は、南砺市協働のまちづくりチャレンジ事業補助金交付要綱第6条第2項各号に掲げる基準を総合的に勘案して設けることとし、次に掲げるとおりとする。

- ①地域及び社会的課題の解決が図られるような公益的、社会貢献的な事業であるか。
- ②具体的な効果や成果が期待でき、市民満足度が高まる事業であるか。
- ③ビジネス手法を用いるなど、継続可能な事業展開を図ることが期待できる事業であるか。
- ④全体的な評価
- ⑤市が実施する他の補助事業に該当しないか。

2. 決定方法

- ① 採択事業の決定
 - ・各選考委員の点数を合計し、総点数の6割以上の点数の者のうち、一番多くの点数を得た申請事業を採択事業とする。
- ② 各選考委員の点数の合計が同じになった場合
 - ・20段階評価の点数の合計が一番多い申請事業を採択事業とする
- ③ 各選考委員の点数の合計が同じ、且つ、20段階評価の点数の合計が同じになった場合
 - ・選考委員全員の協議により採択事業を選ぶものとする。

※今回は、申請事業数が1団体のため、総点数が6割以上となった場合、採択とする。

◇選考評価基準

1. 評価基準

- ① 評価は、10段階及び20段階をもって評価する。
- ② 10段階評価の評価項目については、次の基準をもって判断して評価項目の点数とする。

極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
10点	8点	5点	3点	1点

- ③ 20段階評価の評価項目については、次の基準をもって判断して評価項目の点数とする。

極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
20点	16点	10点	6点	2点

◇選考結果の公表

1. 公表及び結果通知

- ・選考審査の結果は、市ホームページで公表するとともに、併せて、申請した団体へも採択の可否とともに公表する。